

防官施第6129号  
18. 6. 26  
改正 防防施第7592号  
18. 7. 31  
防防施第11779号  
18. 12. 28  
改正 防防施第8480号  
19. 8. 31  
改正 防官文(事)第18号  
27. 10. 1

長官官房長  
各局長  
各防衛参事官  
衛生監  
技術監  
施設等機関の長 殿  
各幕僚長  
情報本部長  
技術研究本部長  
装備本部長  
防衛施設庁長官

事務次官

PFI事業に関する調査等業務に係る委託業者選定作業委員会  
設置要綱について(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

## P F I 事業に関する調査等業務に係る委託業者選定作業委員会設置要綱

### (設置)

第1 民間資金等活用事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき実施する事業（以下「PFI事業」という。））に関する調査等業務の委託に際し、契約手続の透明性及び客観性を確保するため、防衛省に、PFI事業に関する調査等業務に係る委託業者選定作業委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (構成)

第2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、整備計画局施設計画課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、整備計画局施設計画課施設政策室長をもって充てる。
- 4 委員は、審査の対象となる案件に関係する者をもって充てることとし、委員長が指名する。

### (運営)

第3 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の場合又は委員長の指示があった場合は、その職務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係職員の出席を求め、意見を述べさせ、又は資料の提出等を求めることができる。
- 4 委員は、やむを得ず委員会に出席できない場合には、その代理者を出席させることができる。

(関係部局の協力)

第4 関係部局は、委員長から関係職員の出席、資料の提出等の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

(最優秀提案等の選定)

第5 委員長は、委員会の審査により最優秀提案等を選定し、審査結果を契約担当官等に報告する。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、整備計画局施設計画課において処理する。

(臨時に委員会を設置する場合)

第7 契約担当官等は、委員会による最優秀提案等の選定の必要がないと認めるときは、整備計画局施設計画課長と協議のうえ、この要綱に準じ、別に委員会を設置することができる。この場合、契約担当官等は、審査結果について整備計画局施設計画課長に通知するものとする。

(委任規定)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成18年6月26日から施行する。
- 2 P F I 事業に関する調査業務に係る委託業者選定作業委員会設置要綱について（防官施第574号。17.1.31）は、廃止する。